

# 令和2年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（企業のサプライチェーンに関する他国制度等の分析）調査報告書

令和3（2021）年3月31日  
弁護士 蔵元 左近

## 1 サプライチェーン法案の重要条文についての内容の整理、日本の現行法令等との比較・検討等

### (1) 前文 A. 問題点と目的（抜粋）

連邦政府は、人権を保護する責任を果たすために、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を、2016年の「ビジネスと人権に関する国別行動計画」（以下、「国別行動計画」という）によってドイツで実行に移している。そこでは、企業に対して、規模、業種、およびサプライチェーンにおける地位との関連で、それぞれのサプライチェーン・バリューチェーンにおける人権上のリスクを適切な方法で判断し、これに対処し、それについて報告し、苦情処理手続を可能にすることへの期待が表明されている。

国別行動計画は重要な最初のステップである。その成果ある実行のために中心となるのは、人権上の注意義務の内容と範囲についての統一された理解であり、企業内部のプロセスへの広範な定着である。国別行動計画の一環として実施された2020年7月の標本調査の結果は、アンケートを受けた企業の13～17%しか国別行動計画の要求事項を満たしていないことを示している。したがって、十分な遵守を担保するためには、法的拘束力がある国際的に通用する注意基準が必要となる。

本法律によって人権上の注意義務の中核的要素を具体化することで、ドイツ所在の一定規模を超える企業は、国際的に認められている人権の尊重に関連する、サプライチェーンにおける責任をより良く履行する義務を負う。それにより、一方では、サプライチェーンにおいて企業活動に関わりのある人権が強化されることが意図され、他方では、法的安定性と公正な競争条件に関わる企業の合法的な利益を考慮することが意図されることになる。

### 【解説】

前文で、ドイツ連邦政府は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以

下「国連指導原則」という)に基づいて2016年に策定した、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」(以下、「国別行動計画」という)に言及している。

国連指導原則は、企業が人権を尊重する責任を果たすために、3つの構成要素として、(a) 人権を尊重する責任を果たすという内容の方針による誓約、(b) 人権への影響を特定、防止、軽減し、どのように対処するかについて責任を負うという人権デュー・ディリジェンス・プロセス、そして、(c) 企業が引き起こし、または助長する人権の負の影響からの是正を可能とする救済のプロセスを実施することを求めている。本法案は、ドイツ企業に対し、特に国連指導原則の構成要素である(b)および(c)の実施を求める内容となっている。

ドイツ政府は、国別行動計画において、ドイツ国内で500名以上の従業員を有する企業の50%が2020年までに人権デュー・ディリジェンス(以下、目的を人権に限定せず、デュー・ディリジェンスを「DD」という)の要求事項を導入することを目標として設定し、仮に50%を達成できなかった場合には、法規制を検討するとしていた。前文で説明されているように、2020年7月の標本調査の結果は、アンケートを受けた企業の13~17%しか国別行動計画の要求事項を満たしていなかったことから、ドイツ政府としては今回、本法案を策定するに至ったという経緯が述べられている。

さらに、前文では、本法律は、サプライチェーンにおける企業活動に関連する人権を強化することに加えて、法的安定性と公正な競争条件に関わる企業の合法的な利益という、経済政策的な考慮も意図していることが明らかにされている。近年、「ビジネスと人権」、とりわけ、サプライチェーンの適正化・透明化を図る法令—カリフォルニア州サプライチェーン透明法、英国現代奴隷法、フランス注意義務法、豪州現代奴隷法、オランダ児童労働デュー・ディリジェンス法など—が各国で制定される動きが顕著であるが、そこで言われていることとして、各法令の目的は、人権の保護のみならず、企業が法的に安定した環境下で、平等な立場で競争を行うことを確保することにもあると言われている(“Level playing field”)。本法案の前文も、人権保護と企業の経済的競争の基盤を整備するという二つの観点を基に策定されたことを明言したものと解される。

わが国の政府は、国連指導原則に基づき、2020年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」を策定した。もっとも、今の所、わが国においては、かかる計画に基づき、企業の人権尊重責任にかかわる特別の立法措置は実施されていない状況にある。なお、わが国において、企業に対して特にDDを実施する義務を課した内容を規定する法令はほぼ見当たらず、近年制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号、通称「クリーンウッド法」)が数少ない例の一つと思われる。かかる状況下で、わが国で立法措置を検討する際、本法律案が参考になる点は少なからずあ

と思われる。

なお、前文の別の箇所では、「注意義務法は、ドイツ企業にとっての競業上の不利益を防止する目的をもって、将来定められる EU 規則に沿って改正されるべきものである」と規定されている。日本企業としては、将来、EU 規則に従って、本法律が修正・強化される可能性があることにも注意が必要である。

## (2) 第 1 条 適用範囲 (抜粋)

(1) 本法律は、下記の企業に対し、その法的形態に関わりなく適用する

1. 主たる管理部門、本店、管理部門所在地、または定款上の所在地が国内にあり、かつ、
2. 通常少なくとも 3,000 名の従業員を雇用している企業。

2024 年 1 月 1 日以降、本項 1 文 2 号に定める閾値を従業員 1,000 名とする。

### 【解説】

本法律案第 1 条 1 項は、本法律の適用対象となる企業は、従業員が一定規模以上（2023 年施行時は 3,000 名以上、2024 年 1 月からは 1,000 名以上）のドイツ企業に限定されることを規定している。

わが国では、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）で、中小企業者の範囲について、例えば製造業その他に関し、人数基準としては、「常時使用する従業員の数が 300 名以下」が基準となる。これに対し、ドイツでは、一般的な人数基準として、「従業員の数が 500 名以下」が中小企業者の基準となると考えられる。

本法律案 1 条 1 項の人数基準は、これらと比較しても閾値が高い。中規模以下のドイツ企業の負担に配慮して上記基準が設定されたと考えられるが、本条項は、わが国で本法律案と同様の趣旨の法律案を策定する際の参考になると思われる。

ところで、日本企業のドイツ子会社で本法律案第 1 条 1 項の人数基準を満たす企業数は、必ずしも多いとはいえないと思われる。もっとも、本法律の適用対象となるドイツ企業と取引関係にある日本企業に対して、本法律の施行後、ドイツ企業によって、DD の実施を含む、リスク管理等の各措置が講じられることが予想される。そこで、日本企業としては、本調査報告書で説明するように、ドイツ企業のリスク管理の対象となる場合を想定して、協力すべき事項等について十分に理解し、対策を進めていく必要があると考えられる。

### (3) 第2条 定義（抜粋）

(1) 本法律の意味における人権とは、附属書の1号から11号に記載する条約から生じる人権をいう。

#### 【解説】

本法律案第2条1項は、本法律の意味における人権について、附属書の1号から11号に記載する条約から生じる人権を意味すると規定している。ここで附属書を見ると、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」のほか、国際労働機関（ILO）の中核的労働基準の8条約が挙げられている。これらの条約の列挙は、国連指導原則の原則12の内容に沿うといえる。さらに、本法律案は、企業に対して環境関連の義務も課していることと平仄を合わせる形で、健康被害と環境破壊を防止する目的を有する代表的な環境関連の条約である、水俣条約とPOPs条約も列挙している。

ここで注意しないといけない点として、わが国は、附属書の1号から11号に記載する条約のうち、「強制労働の廃止に関する条約（105号）」と「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）」の2条約を批准していない。そこで、日本企業としては、日本国内で発効していない2条約上の人権が本法律案で規定されていることに注意する必要があると解される。すなわち、将来、本法律に基づいてドイツ企業が人権上および環境に関するリスク管理等の各措置を実施する際、かかるドイツ企業の取引先となり、リスク管理等の各措置の対象となり得る日本企業は、上記の2条約上の人権についても配慮する必要がある可能性がある。

(2) 本法律の意味における人権上のリスクとは、第2条1項に含まれる法的地位を保護するための下記の禁止事項のうちの一つへの違反が、実際の状況に基づき、十分な蓋然性をもって差し迫っている状態をいう：

#### 【解説】

本法律案第2条2項は、本法律における「人権上のリスク」とは、第2条1項に含まれる法的地位を保護するための所定の禁止事項のうちの一つへの違反が、実際の状況に基づき、十分な蓋然性をもって差し迫っている状態をいうとしている。

本法律案において、「人権上のリスク」は、リスク管理（第4条）、リスク分析（第5条）、方針書および予防措置（第6条）などで参照される基礎的な概念となっている。そこで、ドイツ企業の取引先となり、リスク管理等の各措置の

対象となり得る日本企業も、本項の「人権上のリスク」の内容を十分に理解する必要があると考えられる。

(5) 本法律上、サプライチェーンは、企業は一切の製品およびサービスを意味する。かかるサプライチェーンは、原材料の取得から始まりエンドユーザーへの供給に至る、製品を製造するため、およびサービスを履行するために必要である国内外での一切のプロセスのほか、下記を含む。

1. 自己の事業範囲における企業の行為、
2. 直接的なサプライヤーの行為、および
3. 間接的なサプライヤーの行為

#### 【解説】

本法律案第2条5項は、本法律における「サプライチェーン」には、国内外の一切のプロセスのほか、自社の事業範囲、直接的なサプライヤーの行為、および間接的なサプライヤーの行為が含まれることが規定されている。そこで、ドイツ企業の取引先となる可能性のある日本企業としては、ドイツ国内外に所在するか否かにかかわらず、また、仮に間接的なサプライヤーであっても、ドイツ企業によるリスク管理等の各措置の対象となることがあり得ることを認識する必要があると解される。

#### (4) 第3条 注意義務（抜粋）

(1) 企業は、そのサプライチェーンにおいて、本章に規定する人権上および環境関連の注意義務を適切な方法で遵守する義務を負う。かかる注意義務は下記を含む：

1. リスク管理体制の整備（第4条1項）
2. 事業所内部の管轄の規定（第4条3項）、
3. 定期的なリスク分析の実施（第5条）、
4. 方針書の採択（第6条2項）、

5. 自己の事業範囲（第 6 条 1 項および 3 項）、および直接的なサプライヤー（第 6 条 4 項）に対する予防措置の定着
  6. 救済措置を講じること（第 7 条 1 項から 3 項）、
  7. 苦情処理手続の整備（第 8 条）
  8. 間接的なサプライヤー（第 9 条）におけるリスクおよび関連する注意義務の具体化、ならびに
- 8 [ママ] . 書類作成（第 10 条 1 項）および報告（第 10 条 2 項）

#### 【解説】

本法律案第 3 条 1 項各号は、人権上および環境関連の注意義務の内容を具体的に記載している。そこで、かかる注意義務を負うドイツ企業の取引先となる可能性のある日本企業も、これらの具体的内容、特に、ドイツ企業が、直接的なサプライヤーに対する予防措置の定着や間接的なサプライヤー（第 9 条）におけるリスクおよび関連する注意義務の具体化の義務を負っていることを十分に理解する必要があると解される。

#### (5) 第 4 条 リスク管理（抜粋）

(1) 企業は、適切かつ効果的なリスク管理を実施しなければならない。すべての主要な業務フローにおいて、適切な措置によってリスク管理を整備するものとする。

(2) 効果的とみなされるのは、人権上および環境関連のリスクを認識し、保護される法的地位または環境関連の義務の違反を予防し、企業がかかるリスクもしくは違反をサプライチェーンの内部で引き起こしたときに、またはそれに寄与したときに、これを終結させ、または最小化することを可能にする措置である。

(3) 企業は、人権責任者の任命などにより、企業内部でリスク管理の監督を誰が担当するかが規定されるように配慮しなければならない。経営陣は定期的に、少なくとも一年に一回、1 名または複数名の担当者の業務内容に関して情報提供を受けなければならない。

(4) 企業は、その従業員の利益、そのサプライチェーン内の従業員の利益、および、企業またはそのサプライチェーン上の企業の経済活動により保護された法的地位に関して直接影響を受ける可能性のある者の利益を適切に考慮しなければならない。

**【解説】**

本法律案第4条1項以下は、企業が実施すべきリスク管理の内容を具体的に記載している。そこで、かかるリスク管理を行うドイツ企業の取引先となり、リスク管理の対象となり得る日本企業も、本条で規定するリスク管理の具体的内容を十分に理解する必要があると解される。

(6) 第5条 リスク分析（抜粋）

(1) 企業は、リスク管理の一環として、その事業範囲内ならびに直接的なサプライヤーにおける人権上および環境関連のリスクを判定するために、2項から4項に定める適切なリスク分析を実施しなければならない。直接的なサプライヤーについての注意義務に関する要求事項を回避するために、直接的なサプライヤーとの関係の濫用的な形成または迂回行為が行われる場合には、間接的なサプライヤーを直接的なサプライヤーとみなすものとする。

(2) 判定された人権上および環境関連のリスクについては、重要性を適切に認識し、優先順位をつける。その際には特に第3条2項に規定する基準を適用する。

(3) 企業は、リスク分析の結果が社内で取締役会および調達部門などの主要な決定権者に連絡され、その者が結果を適切に考慮するように配慮しなければならない。

(4) 企業は、リスク分析を一年に一回実施するほか、新製品、プロジェクト、新事業領域の導入などによって大幅に変化し、または大幅に拡大したリスク状況をサプライチェーンにおいて予想する場合、随時リスク分析を行う。第8条1項に定める通報の処理から得られた知見を考慮に含める。

**【解説】**

本法律案第5条は、企業が実施すべきリスク分析の方法を具体的に記載している。そこで、かかるリスク分析を行うドイツ企業の取引先となり、リスク分

析の対象となり得る日本企業も、本条で規定するリスク分析の具体的内容を十分に理解する必要があると解される。

また、仮に日本企業がドイツ企業の間接的なサプライヤーに該当する場合であっても、本条 1 項により、直接的なサプライヤーとみなされる可能性があることにも注意することが必要と解される。

#### (7) 第 6 条 方針書および予防措置（抜粋）

(1) 企業が第 5 条に定めるリスク分析の範囲内でリスクを確認した場合、企業は 2 項から 4 項に定める適切な予防措置を遅滞なく講じなければならない。

##### 【解説】

本法律案第 6 条 1 項以下は、企業がリスク分析によってリスクを確認した場合に講じるべき予防措置の内容を具体的に記載している。そこで、かかる予防措置を講じるドイツ企業の取引先となり、予防措置の対象となり得る日本企業も、本条で規定する予防措置の具体的内容を十分に理解する必要があると解される。

(4) 企業は、直接的なサプライヤーに対し、特に以下のような適切な予防措置を講じなければならない：

1. 直接的なサプライヤーを選定する際、人権上および環境関連の期待を考慮すること、
2. 企業の経営陣により要請される人権上および環境関連の要求事項を遵守し、サプライチェーンに沿って適切に対処することを、直接的なサプライヤーに契約で確約させること、
3. 適切な管理メカニズムを契約により合意すること、ならびに、2 号に定める直接的なサプライヤーの契約上の確約を実施するための研修および教育を実施すること、
4. 直接的なサプライヤーによる人権戦略の遵守を確認するために、3 号に基づいて合意された管理メカニズムに基づくリスクベースによる管理措置を実施すること

## 【解説】

本法律案第6条4項は、企業は、直接的なサプライヤーに対し、適切な予防措置を講じなければならないとして、具体的な予防措置の内容を記載している。

そこで、日本企業が直接的なサプライヤーとしてドイツ企業によって選定される場合、人権上および環境関連への取組みが期待され（1号）、人権上および環境関連の要求事項を遵守し、サプライチェーンに沿って適切に対処することを契約において確約し（2号）、適切な管理メカニズムについて契約で合意し、研修および教育の提供を受け（3号）、管理メカニズムに基づくリスクベースによる管理措置の実施に協力する（4号）必要が出てくると解される。このように、今後、日本企業が直接的なサプライヤーとしてドイツ企業によって選定されることを目指す場合、本項で具体的に規定されている、人権上および環境関連への取組みを行う必要が出てくることに注意が必要である。

## (8) 第7条 救済措置（抜粋）

(1) 保護される法的地位または環境関連の義務への違反が自己の事業範囲で、または直接的なサプライヤーにおいてすでに発生していること、または差し迫っていることを企業が確認したときは、かかる違反を防止し、終了させ、または最小化するために適切な救済措置を遅滞なく講じる。第5条1項2文を準用する。自己の事業範囲において、救済措置が違反の終了につながらなければならない。

(2) 保護される法的地位または環境関連の義務についての直接的なサプライヤーにおける違反が、予測可能な期間内にこれを企業が終結させることができない性質のものであるときは、最小化のための計画を遅滞なく作成し、具体化しなければならない。かかる計画は具体的な期間の計画を含まなければならない。計画の作成および具体化にあたっては、特に下記の措置を考慮するものとする：

1. 違反が引き起こされている不当な状況を是正するための計画を、原因となる企業と共同で作成して実行すること、
2. 原因となる行為者に対する影響力を高めるために、業界の取組みおよび基準の枠組みの中で他の企業と連携すること、
3. リスク最小化のための努力を行う中で、取引関係を中断すること。

(3) 取引関係の中断が望ましいのは、下記の場合に限られる

1. 保護される法的地位または環境関連の義務への違反が非常に深刻であると判断され、
2. 上記計画で作成された措置の実施が、かかる計画で規定されている期間の経過後に救済をもたらさず、
3. その他の穏当な手段を企業が適用することができず、かつ、
4. 影響力を高めることが有望であるとは思われないとき。

(4) 救済措置の実効性を一年に一回確認するほか、新製品、プロジェクト、新事業領域の導入などによって、企業が自己の事業範囲、または直接的なサプライチェーンにおいて、大幅に変化し、または大幅に拡大したリスク状況を予想する場合、随時確認を行う。第 8 条 1 項に定める通報の処理から得られる知見を考慮に含める。実施する措置は必要に応じて遅滞なく更新する。

#### 【解説】

本法律案第 7 条 1 項以下は、企業が講じるべき救済措置の内容を具体的に記載している。そこで、かかる救済措置を講じるドイツ企業の取引先となる可能性のある日本企業も、本条で具体的に規定されている、救済措置の具体的内容を十分に理解する必要があると考えられる。特に、2 項 1 号は、不当な状況を是正するための計画の作成に際して、共同で作成することが必要と規定されており、かかる計画の作成に協力する必要があると解される。

なお、3 項は、取引関係の中断の実施が一定の場合に限られることを規定している。ドイツ企業の取引先となる可能性のある日本企業としては、是正措置を講じられる場合でも、取引関係の中断に至らない可能性があることを認識することが重要と解される。

#### (9) 第 8 条 苦情処理手続（抜粋）

(1) 企業は、自己の事業範囲における経済活動または直接的なサプライヤーの経済活動により直接的に当事者となる者、または保護される法的地位に関して侵害される可能性がある者、ならびに保護される法的地位または環境関連の義務の違反の可能性の知見を有する者が、人権上および環境関連のリスクまたは違

反を通報することを可能にする、本条 2 項から 4 項に定める企業内部の苦情処理手続が整備されるように配慮しなければならない。直接的に当事者となる者の通報を受け付けた場合、受領した旨を通知する。企業は、通報者とともに事実関係を検証しなければならない。企業は、協議による解決の手続を提示することができる。これに代えて、企業は、適切な外部の苦情処理手続が下記の基準を満たしている限りにおいて参加することができる。

**【解説】**

本法律案第 8 条 1 項以下は、企業が整備すべき苦情処理手続（グリーンバンス・メカニズム）の内容を具体的に記載している。

国連指導原則の原則 29 は、企業に対し、苦情処理手続の整備を求めている。本法律案は、当該原則 29 に従って規定されているものである。そこで、日本企業がサプライヤーに該当する場合、必要に応じて、ドイツ企業の苦情処理手続の実施に協力する必要があると解される。

(10) 第 9 条 間接的なサプライヤー（抜粋）

(1) 企業は、保護される法的地位に関して間接的なサプライヤーの経済活動により侵害され得る者、および保護される法的地位または環境関連の義務の違反の可能性の知見を有する者が、かかる違反を通報することが可能となるように、第 8 条に定める苦情処理手続を整備しなければならない。

**【解説】**

本法律案第 9 条 1 項以下は、企業が整備すべき苦情処理手続に関し、直接的なサプライヤーのみならず、間接的なサプライヤーの経済活動も対象となることを規定している。日本企業としては、ドイツ企業の直接の取引先でない場合であっても、サプライチェーン下で間接的なサプライヤーとなる場合、苦情が通報される可能性があることを認識する必要がある。日本企業としては、かかる場合も、ドイツ企業の苦情処理手続の実施に協力する必要があると解される。

(11) 第 10 条 書類作成および報告の義務（抜粋）

(1) 第 3 条に定める注意義務の履行として、継続して企業内部で所定の書類を作成する。作成した書類は作成から少なくとも 7 年の間、保管する。

(2) 企業は、直前の事業年度における注意義務の履行に関する報告書を毎年作成しなければならない。報告書には少なくとも下記を検証可能な程度に記述するものとする。

1. 人権上および環境関連のリスクを企業が確認したか否か、確認した場合にはどのようなリスクか、

2. 第4条から第9条に記載されている措置との関連において注意義務を履行するために企業が何を行ったか（第6条2項に定める方針書の各要素、および第8条に定める異議申立に基づいて企業が講じた措置もこれに含まれる）、

3. 措置の影響と実効性を企業がどのように評価しているか、および、

4. 将来的な措置について企業がどのような帰結を評価から引き出すか。

(4) 報告書は事業年度の終了から遅くとも4か月後に企業のインターネットページで7年間のあいだ無料で公にアクセス可能にする。その際には事業上および営業上の機密を適宜考慮することができる。

#### 【解説】

本法律案第10条1項以下は、企業の注意義務の履行として、書類作成および報告の義務を負うことを規定している。かかる義務については、英国現代奴隷法等、サプライチェーンの適正化・透明化を図る各国の法令の内容に沿うと解される。ただし、2項で定める報告の内容が詳細なものである点に注意が必要である。

#### (12) 第11条 特別訴訟担当（抜粋）

(1) 第2条1項に基づき、特に重大な法的地位に関して侵害を受けた者は、その権利を裁判で主張するために、国内の労働組合または非政府組織に訴訟追行をする権限を付与することができる。

#### 【解説】

本法律案第11条1項以下は、人権が侵害された者は、ドイツ国内の労働組合または非政府組織に訴訟追行権限を付与することができることを規定している。かかる規定は、被害者の人権が侵害された場合のドイツ企業への訴訟提起を容

易にする効果を有するが、この結果として、ドイツ企業が、損害を被ったことについて、サプライチェーン下の日本企業に対し、応分の責任を負うべきと主張して、求償請求を行ってくる可能性があることには注意が必要である。

(13) 第 17 条 情報開示および引渡の義務（抜粋）

(1) 企業および第 15 条 2 文 1 号に基づき召喚された者は、管轄官庁の要請に応じて情報を提供し、官庁が本法律によって、または本法律に基づいて委ねられた任務を遂行するために必要とする書類を引き渡す義務を負う。かかる義務は、結合企業（株式法第 15 条）、直接的小および間接的なサプライヤーに関する情報開示、およびこれらの企業の書類の引渡にも及ぶ。かかる引渡しは、情報開示または引渡の義務を負う企業または情報開示または引渡の義務を負う者が情報を保有している限りにおいて行われるものとし、また、要請される情報を既存の法的関係に基づいて入手することができる限りにおいて行われるものとする。

【解説】

本法律案第 17 条 1 項以下は、企業等が官庁に対して情報開示および引渡の義務を負うことを規定している。直接的小および間接的なサプライヤーに関する情報開示、およびこれらの企業の書類の引渡にも及ぶことが明示されていることから、ドイツ企業が、直接的小および間接的なサプライヤーである日本企業に関する情報開示、および書類の引渡を行う場合があり得ることに注意が必要である。

(14) 第 22 条 公的契約の締結からの排除（抜粋）

(1) 確定力をもって認定された第 24 条 1 項に定める違反により本条 2 項に基づく過料を科せられた企業は、競争制限禁止法の第 125 条に定めるクリアランスが証明されるまで、競争制限禁止法の第 99 条および第 100 条に掲げる委託者の供給委託、建設委託、またはサービス委託に関する手続から排除される。本項 1 文に定める排除は、最長 3 年間の適切な期間についてのみ行うことができる。

【解説】

本法律案第 22 条 1 項以下は、第 24 条 1 項に定める違反により本条 2 項に基づく過料を科せられた企業は公共調達から排除されることを規定している。こ

の結果として、ドイツ企業が、損害を被ったことについて、サプライチェーン下の日本企業に対し、応分の責任を負うべきと主張して、求償請求を行っていく可能性があることには注意が必要である。

(15) 第 24 条 過料規定 (抜粋)

(1)故意または過失により下記を行った者は秩序違反の行為をなすものとする。

(2) 秩序違反については、下記のとおり罰することができる。

1. 1 項の

(a) 3 号、7 号 b、および 8 号

(b) 6 号および 7 号 a

の場合にあつては 80 万ユーロ以下の過料、

(3) 平均の年間売上高が 400 百万ユーロを超える法人または社団では、1 文 1 号 b と関連する 2 項 2 文と異なり、1 項 6 号または 7 号 a に定める秩序違反を平均の年間売上高の 2%以下の過料に処することができる。法人または社団の平均の年間売上高の算定にあつては、官庁の決定に先行する直近の 3 事業年度のすべての自然人および法人ならびにすべての社団の全世界での売上高を基礎とし、それは、これらの法人および社団が経済的な単位として活動している限りにおいて行うものとする。平均の年間売上高については推定することができる。

**【解説】**

本法律案第 24 条 1 項以下は、故意または過失により、本法律に違反した場合、過料（最大 80 万ユーロ、ただし、平均年間売上高が 4 億ユーロ超の法人等の場合は最大で平均年間売上高の 2%）に処せられることが定められている。このように、最大限の過料額は巨額になり得る。この結果として、ドイツ企業が、損害を被ったことについて、サプライチェーン下の日本企業に対し、応分の責任を負うべきと主張して、求償請求を行っていく可能性があることには注意が必要である。